

払戻金制度

株式会社エフ・エス・ケーの職業紹介により入社した求職者が90日以内に自己都合を理由として退職した場合、職業紹介手数料として徴収した成功報酬について、表1のとおり返金致します。ただし、求職者や求人者に調査した結果、求職者に対する処遇や労働条件等が、労働契約の内容と異なることを理由とする退職(労働基準法第15条第2項に該当する可能性が高いもの)はこの限りではありません。

入社日から退職日までの日数に応じ払戻金の割合(表1)

入社日から退職日までの日数	払戻金の割合
30日以内	50%
31日から60日	30%
61日から90日	10%

(注1)職業紹介手数料として徴収した成功報酬は、消費税を含んでいることから、表1の払戻金の割合に基づき算出された返金額については、消費税を別途加算いたしません。

(注2)払戻金の割合に基づき算出された返金額について、小数点以下は切り捨ていたします。

(注3)払戻金制度に該当する場合は、退職日から30日以内を必着として、入社日、退職日、退職した理由がわかる書類及び請求書を弊社に送付して下さい(退職日から30日を超えて請求書が送付された場合は払戻金の対象外とさせていただきます)。求職者や求人者に必要な調査をしてから返金致します。

(注4)弊社からの返金後は領収書の送付をお願い致します。

(注5)上記払戻金について、契約書等を別途定めた場合は、当該契約書等の定めによるものと致します。

許可番号15-ユ-300033

事業所の名称 株式会社 エフ・エス・ケー
事業所の所在地 新潟市中央区東出来島9番8号